

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日替り、
の翌日)

目次

- ◆ 告 示 町の区域の変更等
字の区域の新設等
字の区域の変更等
- 土地改良法による換地処分
- 土地改良事業計画の適否の決定(二件)

告 示

鳥取県告示第千九百九十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第十項において準用する同法

第五十四条第四項の規定による会見地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称	内容
大袋字中川	大袋字中川の全域、大袋字安女九一の二及びこれと一体をなす国有地、大字境字荒田の全域、大字境字溝狭の全域、大袋字小松一一七の二、一一八の一、一一八の五、一一九の一、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大袋字地主木一一一の一、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地、大字境字大良田の全域、大袋字河原ナシ二二四の六及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大袋字高田河原二二二の三、二二三の三、二三四の四、二二四の五、二二九の四、二三一の二、二三一の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大袋字高田河原	大袋字高田河原のうち二二二の三、二二三の三、二二四の四、二二四の五、二二九の四、二三一の二、二三一の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大袋字河原ナシ	大袋字河原ナシのうち二二四の六及びこれと一体をなす国有地の一部以外の区域
大袋字地主木	大袋字地主木のうち一二二の一、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大袋字小松	大袋字小松のうち一一七の二、一一八の一、一一八の五、一二九の一、一二〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外

	<p>七の二、六八八の一の一部、六八八の二、六八八の三の一部、六八九の三の一部、六九〇の一の一部、六九〇の二、六九一の一の一部、六九一の二、六九二の一の一部、六九二の二の一部、六九三の三の一部、六九三の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字六宮免六〇六の四の一部、六〇六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天萬字大渡り</p>	<p>天萬字大渡りのうち一六一〇の二、一六二二の二、一六一三の二、一六一四の二、一六一六の三、一六一六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>天萬字上紅梅</p>	<p>天萬字上紅梅一六九五の五、一六九六の一、一六九七の一、一六九七の二、一六九八の一、一六九九の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>天萬字砂田</p>	<p>天萬字砂田のうち一六九四の九以外の区域</p>
<p>天萬字下紅梅</p>	<p>天萬字下紅梅一七一七の二、一七一七の三、一七一七の六、一七一八の一から一七一八の三まで、一七二三の二から一七二三の四まで、一七二三の六、一七二三の七、一七二四の二、一七二四の四、一七二四の六、一七二五の二から一七二五の四まで及びこれらと一体をなす国有地並びに天萬字上紅梅一六九五の一から一六九五の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>三崎字荒田</p>	<p>三崎字荒田六八六の一の一部、六八六の二、六八六の三の一部、六八六の五、六八七の一の一部、六八八の一の一部、六八九の一の一部、六八九の二、六八九の三の一部、六九〇の一の一部、六九一の一の一部、六九二の一の一部、六九二の二の一部、六九三の一、六九三の二、六九三の三の一部、六九三の四の一部、六九五の四、六九六の一及びこれらと一体をなす国有地、三崎字安来田のうち六六六の</p>
	<p>一の一部、六七八の一部、六八〇から六八二までの一部、六八三の一の一部、六八三の二の一部、六八四の一部、六八五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、三崎字六宮免六〇六の四の一部、六〇六の五の一部、六〇七の三、六〇八の三、六〇九の三、六一〇の三、六一一の二及びこれらと一体をなす国有地、三崎字湯原六一三の二、三崎字ケス田一五四の四及び一五五の四と一体をなす国有地の一部並びに大字境字荒田五の二</p>
<p>三崎字六宮免</p>	<p>三崎字六宮免のうち六〇六の四、六〇六の五、六〇七の三、六〇八の三、六〇九の三、六一〇の三、六一一の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>三崎字湯原</p>	<p>三崎字湯原のうち六一三の二以外の区域並びに三崎字安来田六八五と一体をなす国有地の一部</p>
<p>三崎字安来田</p>	<p>三崎字安来田六六六の一の一部、六七八の一部、六八〇から六八二までの一部、六八三の一の一部、六八三の二の一部、六八四の一部、六八五の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字畑ケ田のうち六四七の四、六四八の二、六四八の三、六五〇の一、六五一、六五二の一、六五二の二、六五三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字孝忠河原上一三六の二、一三七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字境字ケス田一三八から一四〇まで、一四一の一、一四二の二、一四二の二、一四三の四、一四五の二、一四六の二、一四七の二、一四八の四、一四八の五、一五三の七、一五四の三、一五四の四、一五五の一から一五五の四まで、一五五の六、一五六から一六〇まで、一六一の一、一六一の二、一六二から一六四まで及びこれらと一体をなす国有地、大字境字屋敷落の全域、大字境字下河原新田一六五の一、一六六、一六七の二、一六九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字境字池田一七八の二、一七九、一八〇の二及びこれらと一体をなす</p>

	す国有地
三崎字大藪	三崎字大藪の全域並びに三崎字畑ケ田六四七の四、六四八の三及びこれらと一体をなす国有地
三崎字畑ケ田	三崎字畑ケ田六四八の二、六五〇の一、六五一、六五二の一、六五二の二、六五三の一及びこれらと一体をなす国有地、大字境字池田一七七の二、一八〇の一、一八一の一、一八一の二、一八二、一八三の一、一八三の二、一八四の一、一八四の二及びこれらと一体をなす国有地、大字境字下河原落一九六の一、一九六の二及びこれらと一体をなす国有地
三崎字上延命	三崎字上延命の全域並びに三崎字岩屋四九七の三及びこれと一体をなす国有地
三崎字岩屋	三崎字岩屋の全域、三崎字明井田四七七の一、四七七の二、四七八の一、四七九の一、四七九の二及びこれらと一体をなす国有地、三崎字砂田四七六の五の地先の国有地、三崎字下フリ島四四六の二、四四七の三、四四八の一、四四八の六及びこれらと一体をなす国有地、三崎字高田五三四の四と一体をなす国有地の一部並びに大字境字草田二九五の二及び二九六の二
三崎字高田	三崎字高田のうち五三四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
三崎字下フリ島	三崎字下フリ島四四六の一、四四七の一、四四七の二、四四八の二及びこれらと一体をなす国有地
三崎字砂田	三崎字砂田のうち四七六の五の地先の国有地以外の区域、三崎字下フリ島四四八の三、四四八の四、四四九の一、四五〇、四五一の一及びこれらと一体をなす国有地、三崎字上フリ島四四〇の二及びこれと一体をなす国有地、大字境

字草田三〇五の二及びこれと一体をなす国有地並びに大字境字上河原の全域

三崎字上フリ島のうち四四〇の二及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに三崎字下フリ島四五一の二及びこれと一体をなす国有地

廃止する町及び字の名称

三崎字明井田、三崎字岩屋、大袋字安女、大袋字中川、大字境字荒田、大字境字屋敷落、大字境字下河原新田、大字境字池田、大字境字草田、大字境字上河原、大字境字ケス田、大字境字忠孝河原上及び大字境字下河原落

鳥取県告示第千九百九十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、西伯町、長から次のとおり字の区域を変更し、並びに町及び字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更並びに町及び字の区域の廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による会見地区第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>大字境字屋敷敷落</p>	<p>大字境字孝忠河原上</p>	
<p>大字境字屋敷敷落のうち五〇八、五一〇の一、五三六、五三七の三から五三七の五まで、五三八の一及び五四一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字境字孝忠河原上のうち一一四の一、一一五の二、一一五の三、一一六の四から一一六の九まで、一一七の三、一二三の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、一二六の一、一二六の二、一二七の二から一二七の四まで、一二八の一、一二八の二、一二九、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三二の一、一三二の二、一三三、一三四の一から一三四の四まで、一三五、一三六の一、一三七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>一五四の一、一五四の二、一五五の五及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字境字障子田五一の一、五二の一、五五の二、五六の一、五六の二の一部、五七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字孝忠河原東六三の二の一部、六三の三の一部、六四の二の一部、六五の一部、六六の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五八の一と一体をなす国有地の一部、大字境字孝忠河原上一四の一、一一五の二、一一五の三、一一六の四から一一六の九まで、一一七の三、一二三の一、一二四の二、一二五の一、一二五の二、一二六の一、一二六の二、一二七の二から一二七の四まで、一二八の一の一部、一二八の二、一二九、一三〇の一、一三〇の二、一三一、一三二の一、一三二の二、一三三、一三四の二から一三四の四まで、一三五、一三六の一、一三七の一及びこれらと一体をなす国有地、大字境字畑中河原四八五の一部、四八六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字境字下河原新田一六五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字境字屋敷敷落五三六、五三七の三から五三七の五まで及び五三八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字境字明枝</p>	<p>大字境字下河原墓根</p>	<p>大字境字下河原新田</p>
<p>大字境字明枝のうち二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一部、二八二の一の一部、二八二の二、二八三の一の一部、二八三の二、二八四の一部、二八五の一の一部、二八五の二、二八七の一の一部、二八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字池田一八三の三、一八四の四及びこれらと一体をなす国有地、大字境字下河原敷のうち一九六の三、一九六の五、一九七の一部、一九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字下河原墓根二〇〇の四、二〇一の二、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七の一、二〇八の一、二〇九及び三一〇と一体をなす国有地の一部、</p>	<p>大字境字下河原墓根のうち一九八の一、一九八の二、一九九の三、一九九の四、二〇〇の四、二〇一の二、二〇七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇七の一、二〇八の一、二〇九及び二一〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字境字畑中河原のうち四六二の一から四六二の三まで、四六三、四八三の二、四八五、四八六の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p> <p>大字境字下河原新田のうち一六五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字畑中河原四六二の一から四六二の三まで、四六三、四八三の二、四八五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字境字池田一七七の一、一七八の一、一八〇の三、一八四の三及びこれらと一体をなす国有地、大字境字下河原敷一九六の三、一九六の五、一九七の一部、一九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字下河原墓根一九八の一、一九八の二、一九九の三及び一九九の四並びに大字境字屋敷敷落五三六と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字境字赤川二六一の三、二六四の一部、二六五の一部、二六六、二六七の一、二六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二四三の四、二四八、二四九、二五四の一、二五四の二及び二五五と一体をなす国有地の一部、大字境字草田二八九の一の一部、二八九の二の一部、二八九の五及び二八九の六、三崎字柳崎四八四の一部、四八六の一部、四八七、四八八の二、四九二の二、四九五の一、四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字明井田四八三の一部</p>	<p>大字境字下河原上のうち二二三、二二八、二二九、二二九の一及び二三一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字境字赤川のうち二六一の三、二六四の一部、二六五の一部、二六六、二六七の一、二六八の一及びこれらと一体をなす国有地並びに二四一の一、二四二の一、二四二の二、二四三の四、二四八、二四九、二五四の一、二五四の二及び二五五と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字境字下河原上二二三、二二八、二二九、二二九の一及び二三一と一体をなす国有地</p>	<p>大字境字草田のうち二八九の一の一部、二八九の二の一部、二八九の五及び二八九の六以外の区域、大字境字赤川二四一の一、二四二の一及び二四二の二と一体をなす国有地の一部、大字境字明枝二八〇の一の一部、二八〇の二、二八一の一部、二八二の一の一部、二八二の二、二八三の一の一部、二八三の二、二八四の一部、二八五の一の一部、二八五の二、二八七の一の一部、二八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字上河原三〇七の一及び三〇七の三と一体をなす国有地、三崎字明井田四七七の三、四七八の二、四七九の三、四八〇の一、四八〇の二、四八一、四八二、四八三の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字柳崎四八四の一部、四八五、四八六の一部、四九四</p>
<p>の二、四九六の一、四九六の二の一部、四九六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、三崎字岩屋四九七の一、四九七の二、四九八の一、四九九の六、四九九の七、五〇一の三及びこれらと一体をなす国有地、三崎字上延命の全域、三崎字下フリ島四四八の五、四四九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三崎字砂田四七一の二、四七二の二、四七三の一、四七三の四、四七四の二、四七五の一、四七五の三、四七六の二から四七六の四まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字境字上河原のうち三〇七の一及び三〇七の三と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字境字宮ノ下のうち五四二の一、五四二の四、五四二の五、五四三の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字境字中畑のうち六七二の一の一部、六七三の一、六七三の二の一部、六七三の三の一部、六七四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字宮ノ下五四二の一、五四二の四、五四二の五、五四三の三及びこれらと一体をなす国有地、大字境字東光寺六五四の一、六五四の四、六五四の五、六五五の三、六六一の一、六六一の四から六六一の六まで、六六二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字境字東光寺</p>	<p>大字境字東光寺</p>	<p>大字境字東光寺</p>	<p>大字境字東光寺のうち六五四の一、六五四の四、六五四の五、六五五の三、六六一の一、六六一の四から六六一の六まで、六六二の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字境字寺田堂ノ前</p>	<p>大字境字寺田堂ノ前のうち六七五の一部、六七六の一部、六七八の一部、六九七の一部、七〇八の一部、七一〇の一部、七一一の一、七一一の二、七一二の一部、七二三の一から七二三の三まで、七二四、七二五の一、七二六及びこれらと一体をなす国有地並びに六九八の三、七〇一の四、七〇三の三、七〇四の三、七〇六の三、七〇七の二及び七二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字境字中畑六七二の一の一部、六七三の一、六七三の二の一部、六七三の三の一部、六七四の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字境字堂前</p>	<p>大字境字堂前の全域、大字境字松崎七二六の一から七二六の三まで、七二七から七三〇まで及びこれらと一体をなす国有地、大字境字大ミケサコ前八三二、八三三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字境字田中田九五八の一部、九五九の一の一部、九六〇の二、九六一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字寺田堂ノ前七〇八の一部、七一一の一の一部、七一一の二、七一一の三、七一一の四、七一一の五から七一一の六まで、七二四、七二五の一、七二六及びこれらと一体をなす国有地並びに七〇一の四、七〇三の三、七〇四の三、七〇六の三、七〇七の二及び七二五の二と一体をなす国有地並びに大字境字西原九二九及び九三四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字境字松崎</p>	<p>大字境字松崎のうち七二六の一から七二六の三まで、七二七から七三〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字境字西原</p>	<p>大字境字西原のうち九二九及び九三四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字境字大ミケサコ前</p>	<p>大字境字大ミケサコ前のうち八三二、八三三の一部及び</p>

<p>大字境字田中田</p>	<p>これらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字境字川端</p>	<p>大字境字田中田のうち九五三の四、九五四の四、九五五の七、九五六の一の一部、九五六の四の一部、九五七の一部、九五八の一部、九五九の一、九六〇の二、九六一の一の一部、九六六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九六七の三、九六八の三及び九六九の三と一体をなす国有地以外の区域並びに大字境字川端三五四の一、三五五の一、三五五の二、三五五の四、三五六の一、三五六の二、三五七、三五八の一から三五八の三まで、三五九の一から二五九の六まで、三六〇の一、三六四の一、三六四の二、三六八の一、三六九の一、三六九の二、三七〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字境字内海道</p>	<p>大字境字内海道のうち三五三の四及びこれと一体をなす国有地並びに三五一の一及び三五二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字境字内海道西</p>	<p>大字境字内海道西のうち一一六七及び一一六八と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字境字荒神前</p>	<p>大字境字荒神前のうち九九七の一部、九八〇の一部及び九九一の七の一部並びに九九七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字境字川端三五五の三及びこれと一体をなす国有地、大字境字内海道三五三の四及びこれと一体をなす国有地</p>

	<p>す国有地並びに三五一の一及び三五二と一体をなす国有地の一部、大字境字内海道西一六七及び一六八と一体をなす国有地、大字境字田中田九五三の四、九五四の四、九五五の七、九六六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに九六七の三、九六八の三及び九六九の三と一体をなす国有地、大字境字中ソリ九九四の一部、九九五の一部、一〇〇〇二の一部、一〇〇〇二の一部、一〇〇〇五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字境字ハケノ前一六二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字境字中ソリ</p>	<p>大字境字中ソリのうち九九四の一部九九五の一部、一〇〇〇一の一部、一〇〇〇二の一部、一〇〇〇四の一部、一〇〇〇五の一部、一〇〇〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字荒神前九九九の一部、九八〇の一部及び九九一の七の一部並びに九七九と一体をなす国有地の一部、大字境字青木一〇〇八の三の一部、一〇〇〇九の一部、一〇〇〇九の二の一部、一〇〇一〇の一部、一〇〇一一の一部、一〇〇一二の一部、一〇〇一三の一部、一〇〇一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字堤谷一六一の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字境字ハケノ前一六二から一六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字福成字出雲ナハテ七七九の一部、七八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字境字青木</p>	<p>大字境字青木のうち一〇〇八の三の一部、一〇〇〇九の一部、一〇〇〇九の二の一部、一〇〇一〇の一部、一〇〇一一の一部、一〇〇一二の一部、一〇〇一三の一部、一〇〇一三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字境字中ソリ一〇〇四の二の一部、一〇〇〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字境字三反田一〇三五の二の一部、一〇三五の二、一〇三五の三の一部及び一〇三六の三、大字境字堤谷のうち一六一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域並びに大字福成字出雲ナハテ七八〇から</p>

<p>大字境字三反田</p>	<p>七八六までの一部及び七八七の二の一部</p>
<p>大字境字三反田北</p>	<p>大字境字三反田のうち一〇三五の二の一部、一〇三五の二、一〇三五の三の一部及び一〇三六の三以外の区域並びに大字境字三反田北一〇五四と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字境字三反田北</p>	<p>大字境字三反田北のうち一〇五四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字福成字亀尾谷下モ</p>	<p>大字福成字亀尾谷下モのうち七四一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字境字ハケノ前一六三の一部及び一六四の一部</p>
<p>大字福成字カワラヒロ</p>	<p>大字福成字カワラヒロの全域、大字福成字亀尾谷下モ七七四と一体をなす国有地の一部、大字福成字出雲ナハテ七七九から七八六までの一部、七八七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字福成字ワケ田の全域並びに大字境字ハケノ前一六四の一部</p>
<p>廃止する町及び字の名称</p>	<p>大字境字溝狭、大字境字池田、大字境字荒田、大字境字下河原落、大字境字ハケノ前、大字境字堤谷、大字福成字出雲ナハテ、大字福成字ワケ田、大袋字小松、大袋字河原ナシ、大袋字高田河原、大袋字中川、三崎字安来田、三崎字荒田、三崎字明井田、三崎字岩屋、三崎字上延命、三崎字下フリ島、三崎字砂田及び三崎字柳崎</p>

鳥取県告示第千百九十六号
 土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の

規定に基づき、県営土地改良事業に係る会見地区第二工区の換地処分を行つたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千九十七号

昭和五十六年十月二日付けで江府町から申請のあつた土地改良(久連地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十二月二日から三十四日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千九十八号

昭和五十六年十月二日付けで江府町から申請のあつた土地改良(貝田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十二月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
 - 二 縦覧に供する期間
昭和五十六年十二月二日から三十四日間
 - 三 縦覧に供する場所
江府町役場
 - 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二百円(送料を含む。)】